

# mdx ロゴ使用ガイドライン

データ活用社会創成プラットフォーム協働事業体  
令和 5年 3月 23日制定

## 目的

mdx ロゴ使用ガイドライン（以下、「本ガイドライン」といいます。）は、データ活用社会創成プラットフォーム協働事業体\*（以下、「協働事業体」といいます。）が共同で運用する、データ活用社会創成プラットフォーム mdx（以下、「mdx」といいます。）のロゴ（以下、「mdx ロゴ」といいます。）の利用に関する基本ルールを定めたものです。

mdx ロゴの使用を希望する者（以下、「使用者」といいます。）は、本ガイドラインを遵守する場合には限り、協働事業体から許諾を得ることなく、mdx ロゴを使用することができます。

使用者は、mdx ロゴの使用にあたり、本ガイドラインに同意したとみなします。

## 権利帰属

mdx ロゴに関する一切の権利は、すべて協働事業体に帰属します。

## 使用目的

使用者は、以下の場合に限り、mdx ロゴを利用することができます。以下の目的以外の利用を希望する場合は、別途協働事業体の許諾を得る必要があります。

- mdx の広報、利用促進活動のための使用
- mdx に関連するイベント、企画等における使用
- mdx を利用した成果物として作成した資料へ掲載する場合（学会発表、講演、講義等の資料への掲載を含む。）

## 禁止行為

使用者は、mdx ロゴの使用にあたり、以下の行為が禁止されます。使用者の mdx のロゴ使用が禁止行為に該当すると協働事業体が認めた場合、協働事業体は利用者に対して、mdx ロゴの使用停止、その他、協働事業体が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。

- 協働事業体の許諾を得ることなく、使用目的に定める以外の用途で mdx ロゴを使用すること。
- mdx ロゴの変形、加工、改変。
- 公序良俗に反する内容の媒体で mdx ロゴを使用すること。
- Tシャツ、マグカップ等のグッズに mdx ロゴを使用すること。
- その他、協働事業体が不適切と判断する方法および用途で mdx ロゴを使用すること。

## 免責

協働事業体は、mdx のロゴ使用に関して、いかなる保証もしません。また、mdx ロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について、一切の責任を負いません。

## ガイドラインの変更

本ガイドラインは、協働事業体の判断で予告なく変更することがあります。使用者は、変更後も mdx ロゴを使用し続けることにより、変更後のガイドラインに同意したものとみなされます。

## 利用できるロゴ

使用者は、以下のフォルダ内の mdx ロゴを使用することができます。

CMYK :

[https://www.itc.u-tokyo.ac.jp/files/mdx\\_logo/CMYK/](https://www.itc.u-tokyo.ac.jp/files/mdx_logo/CMYK/)

RGB :

[https://www.itc.u-tokyo.ac.jp/files/mdx\\_logo/RGB/](https://www.itc.u-tokyo.ac.jp/files/mdx_logo/RGB/)

## お問い合わせ

データ活用社会創成プラットフォーム mdx 問い合わせ窓口  
mdx-help [AT] mdx.jp

---

\* 北海道大学情報基盤センター、東北大学サイバーサイエンスセンター、筑波大学人工知能科学センター、国立情報学研究所、産業技術総合研究所情報・人間工学領域、東京工業大学学術国際情報センター、名古屋大学情報基盤センター、京都大学学術情報メディアセンター、大阪大学サイバーメディアセンター、九州大学情報基盤研究開発センター